

平成31年度における評価専門調査会での調査・検討について

1 国家的に重要な研究開発の評価の実施

平成32年度予算要求に係る事前評価

評価内容

平成32年度概算要求される研究開発のうち、国家的に重要な研究開発を選定して評価を行う。

実施時期

平成31年9月・10月・11月の3回を予定

2 総合科学技術・イノベーション会議の評価の調査検討の進め方の改正について【資料2参照】

(詳細は議題2において審議)

平成29年7月に「総合科学技術・イノベーション会議が実施する国家的に重要な研究開発の評価について」(平成17年10月18日総合科学技術会議決定)が改正されたことに伴い、総合科学技術・イノベーション会議の評価の調査検討等の進め方(以下「評価の進め方」という。)の見直しを行う。また、現在、策定されていない「事前評価」「追跡評価」に係る評価の進め方の策定を検討していくことが、第129回評価専門調査会において提案され認められた。このことから、まず、「中間評価」及び「事後評価」の見直しを行ったあと、「事前評価」を新たに策定する。「追跡評価」については、評価経験がないため、試行的評価を実施しながら、評価手法を検討しながら策定を行う。

【改正の主なポイント】

- ① 評価検討会の廃止に伴う改定
- ② 大綱的指針で示している「評価疲れ」から各省庁の評価との二重評価をなるべく避けたため、各府省庁による評価結果の活用を追記。
- ③ 調査検討項目をアウトカム指標に基づく記載に改正
- ④ 評価により見直しのみだけを行うものでなく、フォローして更に研究開発の充実を図ることとする記載に改正。
- ⑤ 評価実施計画が変更となった場合は、評価結果に影響がないかどうか確認するため、報告を要請することを追記。
- ⑥ 追跡評価の実施、及び実施する場合の時期の明記。
- ⑦ 報告書について関係省庁(所管する研究開発法人を含む)への配布を追記
- ⑧

3 国の研究開発評価の充実化について

(詳細は議題2において審議)

(1) 大綱的指針のフォローアップについて【資料3、参考資料2参照】

昨年実施した大綱的指針のフォローアップについて、次期フォローアップ時期の確認とフォローアップ項目の検討を行う。

実施時期: 次回の評価専門調査会から検討開始予定

(2) PDCAサイクルの強化【資料3参照】

実施理由と目的

研究開発評価結果を新たな研究開発の施策や政策に反映させるため、また、研究開発手法の見直しを図ることを目的として、研究開発成果に基づく追跡調査又は追跡評価の手法を検討して、研究開発に対するPDCAサイクルの強化を行う。

実施内容

現状の追跡評価等の国内、国際状況を踏まえつつ、その手法を検討し、試行的に追跡評価等を実施して検証し、その結果を次期大綱的指針へ反映させることを検討する。

具体的には、統合イノベーション戦略での研究開発のPDCAサイクル強化のための研究開発終了後の評価手法の検証、及び大綱的指針のフォローアップによる各府省庁の追跡調査又は追跡評価(以下「追跡評価等」という。)の状況を踏まえつつ、これまで科学技術・イノベーション会議において一度も実施していない追跡評価等に対し、その評価手法の試案を検討することとし、検討した手法の試案について妥当性を確認するため、試行的に国家的に重要な研究開発終了案件 について追跡評価等を行い、その検証結果から次期大綱的指針への反映を検討する。

- ・事後評価から5年程度経過している案件であること
 - ・アウトカム指標の目標設定及びPDCAサイクルの確立が明確に大綱的指針で求められた平成24年度以降に終了し、社会実装を求めた案件であること。
- (候補例) 太陽エネルギーシステムフィールドシステムフィールドテスト、地域イノベーションプログラム(経済産業省)、ターゲットタンパク研究プログラム、最先端・高性能汎用スーパーコンピューター、X線自由電子の開発・共用レーザー(文部科学省)、新たな農林水作政策を推進する実用技術(農林水産省)のうち、31年度は1件を選出予定

実施時期

平成31年4月～平成32年7月予定

(3)エビデンスデータを活用した研究開発評価等の在り方【資料3参照】

各省庁での評価体制が確立し、大綱的指針に基づく評価指針も各省で作成している状況にある。また、アウトカム指標に基づく研究開発の評価が広く浸透し、プログラム評価についても各省で実施し始めている状況下において、総合科学技術・イノベーション会議(以下「CSTI」という。)における評価としては、個別プロジェクトの評価から各省庁の実施している研究開発を横串的に見ていく視点が重要となっている。

内閣府としては、現在、研究開発に関わるエビデンスデータのとりまとめ作業を行っており、本データが研究開発に対する関係省庁連携にどのように役立つものか、評価として活用するための手法について検討していく。

実施時期:平成31年4月～平成32年度中(エビデンスデータの集積状況による)

4 「特定国立研究開発法人の見込評価等の結果」に対する総合科学技術・イノベーション会議からの意見等

(詳細は議題3において審議)

(1)特定研究開発法人の中長期目標期間の評価結果について【資料4参照】

平成28年10月に特定国立研究開発法人制度が発足し、同制度において、主務大臣は、特定国立研究開発法人の中長期目標の期間の終了時に見込まれる中長期目標の期間における業務の実績に関する評価(以下「評価結果」という。)を行った結果をCSTIに通知することが義務づけられている。本通知について、CSTIは必要があると認めるときは意見を述べなければならないとされている。

今般、経済産業大臣は、特定国立研究開発法人である産業技術総合研究所(以下「産総研」という。)の評価結果について、CSTIに通知する予定であり、それに対して、CSTIは、意見を述べる必要があるかどうかを審議しなければならない。このため、当該審議に当たって、評価専門調査会において、産総研の評価結果に対して調査検討を行い、意見を述べる必要性についてとりまとめを行う。

独法通則法においては独立行政法人評価制度委員会のみとして規定されているが、特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法(法律第43号 平28.5.18)において、特定国立研究開発法人については「独立行政法人評価制度委員会及び科学技術・イノベーション会議」に読み替えることが規定されている。

(2)次期中長期目標に対する意見

特定国立研究開発法人制度において、主務大臣は、特定研究開発法人の中長期目標を定める場合は、CSTIの意見を聞くことが義務付けられている。

今般、経済産業大臣は産総研の次期中長期目標を定める予定であり、その次期中長期目

標に対する科学技術・イノベーション会議からの意見について、評価専門調査会において調査検討を行い、意見を述べる必要性についてとりまとめを行う。